

地方空港等受入環境整備事業費補助金
(空港業務体制強化支援事業) Q&A

●本事業全般について

Q	A
1 補助を受けるためには今年度実施することが必要か。次年度に跨る事業については対象とならないのか。	原則として、令和6年度中に交付決定・事業実施・事業完了する必要があります。
2 予算は次年度に繰り越されないのか。	令和5年度補正予算(繰越分)については、令和7年度に繰り越すことはできません。令和6年度予算については、現時点で確約されるものではありません。
3 既に実施済みの事業について補助対象となるのか。	交付決定以前に契約等が行われているものは補助対象外となります。補助対象事業は、交付決定以後の申込・契約等により開始されるものに限ります。なお、交付決定前に契約予定先と調整等を進めることは差支えありません。
4 「インバウンド誘致」が補助要件の一つと認識しているが、「インバウンド誘致」の定義は国際線の就航が必須なのか。	現時点において国際線の就航が無い空港は、今後国際線の就航に向けて実施する事業であれば対象になり得ます。また、国際線の就航が見込まれない空港であっても、他空港経由でインバウンドを取り込む空港として、「国際線が就航する空港が所在する地方自治体、観光協会等と協調してインバウンド施策を講じていることを証する資料」を提出いただければ、対象になり得ます。なお、単純な定期便との比較が困難なことから、単純に自空港を経由地としたインバウンドは対象外とみなします。
5 国の他の補助金を受けている場合、本事業の補助は受けられないのか。	国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は他に補助申請を行っている場合には、原則として本補助金の対象にはなりません。

●補助対象事業者について

Q	A
1 訪日誘客支援空港に認定されていない地方空港も対象となりますか。	対象となります。
2 グラハン会社について、委託先も含め対象となるのか。	
3 ランプ構内のバス事業者、ケータリング会社、貨物上屋会社、給油事業者は対象か。	
4 保安検査会社・警備会社は対象か。	
5 航空専門学校は補助対象となるか。	
6 補助対象事業者について「本邦航空会社」とあるが、これは外国航空会社は補助対象事業者は含まれないのか。	外国航空会社は補助対象外となります。また、処遇改善等において、補助事業者が第三者へ間接補助を行う場合も、第三者が外国航空会社であれば同様に補助対象外です。
7 対象事業者に含まれない事業者はどんな事業者か。	例えば、タクシー・レンタカー会社や空港内テナント事業者は対象外です。

8	空港WGに参加していない事業者も補助対象となるか。	空港WGに参加し、計画策定の議論に加わっていただくことが必要となるため、対象外です。
---	---------------------------	--

●補助要件(空港WG・計画作成等)・申請手続きについて

Q	A
1	<p>補助申請に係る要件・手続きはどのようなものか。</p> <p>空港管理者(・空港運営権者)、航空局、都道府県、航空・空港関係事業者等により構成される空港毎の会議体(例:空港WG)において、計画を作成し、議決を受けることが要件となります。(HPIに掲載の要綱概要 参照)</p> <p>その上で、その計画に位置付けられた事業について、事業主体が地方航空局に申請いただくようお願いいたします。</p> <p>必要な申請書類については、補助要綱等をご確認ください。</p>
2	<p>空港WGはどこが立ち上げを行うのか。</p> <p>空港管理者や空港運営会社がWGの設置をすることになるが、当該補助事業の活用を希望する事業者においては、空港管理者や空港運営会社にWG設置について働きかけを行っていただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>空港WGで作成する計画はどこがとりまとめるのか。</p> <p>空港管理者や空港運営会社が計画のとりまとめをすることを想定しておりますが、地域の実情に応じ、他の構成員がとりまとめを行っていただくことも妨げません。</p>
4	<p>地方自治体が管理する地方管理空港においては、空港事務所がない空港も存在するが、空港WGの必要構成員である「航空局」はどこが参加するのか。</p> <p>地方航空局から現地又はオンラインで参加することを想定しております。事務所がない空港におかれましては、管轄の地方航空局までご連絡ください。</p>
5	<p>空港WGの必須構成員に「都道府県」とありますが、全空港において必須なのでしょうか。必須である場合、どの立場の都道府県職員を想定しているのか。</p> <p>全空港において必須です。参加する職員の立場の指定は特段ございません。</p>
6	<p>既存の会議体がある場合、それを活用して計画策定することは可能か。</p> <p>既存の会議体で、要綱に規定した空港WG必須構成員が参加していれば、可能です。</p>
7	<p>人材確保事業等を複数空港で実施する場合、各空港毎に計画を策定する必要があるのか、あるいは空港WGを共同で設置して計画を策定することは可能か。</p> <p>①空港WG毎において計画を策定し、それぞれで議決 ②空港WGを共同開催し、そこに複数空港の関係者が集まり、計画を策定し、議決のいずれでも構いません。 いずれにせよ、空港WGの必要構成員に漏れがないようご注意ください。</p>
8	<p>計画に必ず記載すべき内容はなにか。</p> <p>以下の4項目を必ず記載するようお願いいたします。記載イメージについては、HPIに掲載の資料をご参照ください。</p> <p>①計画の目標 ②計画の目標を達成するために必要な事業 ③②の事業の効果の把握及び評価に関する事項 ④その他必要な事項</p>
9	<p>本補助金を活用するにあたって、採用活動による結果や業務効率化の結果について求められるのか。</p> <p>空港WGで策定する計画の中の目標(KPI)として設定していただくことになります。</p>

10	完了実績報告書はいつまでに提出すればよいのか。	補助対象事業の完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに所定の様式による報告を行ってください。 なお、事業完了日の判断として、事業完了・支払の双方が完了した日となります。 ※事業完了日を誤認する事例が多々見られますので、判断に迷いが生じた場合は速やかにご相談願います。
----	-------------------------	--

●その他

	Q	A
1	総事業費、または補助金の上限額はあるのか。	いずれも上限額の設定はありませんが、予算の範囲内の対応となります。
2	交付申請または交付決定時に地方公共団体の予算が確保されている必要があるのか。要求段階でもかまわない場合、R6補正予算での要求が必要か。	交付申請時点で予算化されていることは条件としていません。他方、地方公共団体で使用(予定)される予算については報告する必要があります。
3	補助事業を中止する場合は、どのように行えばよいのか。	補助事業の中止等を行う場合は、所定の様式による補助対象事業中止申請書をご提出いただき、中止の承認を受けていただくようお願いいたします。 この場合、補助金の支払いはできませんので、ご注意ください。
4	取得財産等は具体的にどのようなものか。 また、取得財産に係る帳簿等の管理は必要か。	取得財産等は、資産として会計処理するホームページのほか、業務効率化、職場環境改善及び敷材の共有化・共用化事業により導入・整備が行われるものとなります。 これらについては、特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所等に関する状況が明らかになるように整理・保存をお願いいたします。 また、必要に応じてご報告をお願いする場合があります。
5	補助金を活用して施設・設備を整備した場合、財産の処分に制約(10年など)があるのか？	本事業により取得した財産等については、国土交通省告示において、財産種別毎に一定期間の保存が定められています。 当該期間を経過する前に処分等を行った場合は、補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。
6	採択は申請の受付順か。早く申請した方が有利になるか。	申請は受付順ではありません。国土交通省において審査の上、事業目的との整合性を勘案し、採択します。
7	補助に係る募集は1回限りか。	当該事業は予算が無くなり次第終了します。予算の状況次第で追加募集を行う可能性もありますが、可能な限り本募集で申請いただくことをおすすめします。
8	採択審査はどのように実施されるのか。	本省及び地方航空局等で、事業内容を審査の上、採択する事業を決定します。 なお、予算額の上限を超える申請があった場合、地方公共団体等において、インバウンド需要回復に向けた空港受入環境整備に資する取組や支援を実施している空港について優先的に採択を行います。
9	優先的に採択を行ってもらうためには、地方公共団体で当該受入環境整備事業を実施することが必須であるのか。あるいは、独自の支援策の実施でも優先的に採択されるのか。	インバウンド需要回復に向けた取組と認められる施策であれば、優先採択の対象となり得ます。

地方空港等受入環境整備事業費補助金
 (空港業務体制強化支援事業<処遇改善及び生産性向上に資する取組の推進>) Q&A(時点)

●共通事項

Q	A
1	<p>補助対象事業者が地方公共団体等とあるが、空港会社やグラハン会社が補助対象事業者とならないのか。</p>
2	<p>ここでいう、協議会とはどのような性質のものか。</p>
3	<p>空港WG等が補助事業者となる場合、必要な条件は何か。</p>
4	<p>直接補助事業と間接補助事業について説明願いたい。</p>
5	<p>間接補助事業方式をとる補助事業において、交付申請を行う起点はいつか。</p>
6	<p>間接補助事業方式をとる補助事業において、完了実績報告の時点はいつか。</p>

●職場環境改善に係る事業について	
Q	A
1 対象となる施設を具体的に教えてほしい。	空港業務に従事する職員が利用できる休憩室、保育施設、従業員食堂等が補助対象となります。なお、複数の事業者によって共用されることが前提となりますのでご注意ください。この場合、応募要領で定める別紙2により、施設の共有化・共用化に係る申請書を提出いただきます。
2 休憩室等を整備するにあたり、空調設備等の付帯設備も対象となるのか。	対象となる施設の整備に付随する設備であれば対象となります。
3 自動販売機(食品)や社食サービスは対象となるのか。	導入に係る経費となれば、いずれも補助対象となります。導入後の維持運用経費は補助の対象外となりますのでご注意ください。
4 通勤用のバス導入にかかる経費は対象となるのか。	
5 ランプ内におけるクーラーやサーキュレーターは対象となるのか。	
6 自社の休憩室を整備することは対象となるのか。	職場環境改善事業については、複数の事業者が共有又は共用することを前提としています。
7 空港が遠隔地のため社員寮を新築することは補助の対象となるのか。また、既存の住宅を社員寮とするための初期費用(契約費用)は対象となるのか。	いずれも補助対象外です。
8 空港会社等が整備した休憩室の賃料は対象となるのか。	補助対象外です。
●資機材の共有化・共用化に係る事業について	
Q	A
1 対象となる事業を具体的に教えてほしい。	共有化を前提としたGSE車両や共有化車両の導入に伴う付帯設備(EV用充電設備等)の導入経費、車両の共用化に伴う教育・訓練に要する経費が対象となります。
2 共有化・共用化が前提とあるが、グラハン会社が1社しかない場合は対象外となるのか。	将来的な共有化・共用化の計画を有している場合は対象となり得ます。この場合、応募要領で定める別紙2により、共有化・共用化に係る申請書を提出いただきます。また、車両を使用する事業者が1社であっても、例えば複数の航空会社のハンドリング行っており、それぞれの航空会社毎に使用している車両を、本事業により共有化する場合も対象となります。
3 共有化するために導入した資機材について、国内線で使用することは可能か。	国際線での使用を主目的とし、状況により国内線で活用することについては差し支えありません。また、国際線就航の無い空港でも、今後国際線の就航を目指すために必要な事業とする場合や、他空港経由でインバウンドを取り込む空港として申請する場合でも補助の対象となり得ます。

●資機材のレンタルに係る事業について	
Q	A
1 補助対象期間はどの程度か。	具体的な期間の設定はしていませんが、「需要変動リスク」に対応するものであるため、1年間を通じたレンタルのような長期間を想定していません。 一定期間のチャーター便対応や、資機材の本格導入前の臨時的な対応を想定しております。
2 「地方空港等受入環境整備事業費補助金」の他の事業により導入した資機材(業務効率化、資機材の共有化等)をレンタルする場合の経費は対象となるのか。	補助対象外です。
●応援派遣・業務委託費に係る事業について	
Q	A
1 補助対象期間はどの程度か。	具体的な期間の設定はしていませんが、「需要変動リスク」に対応するものであるため、1年間を通じた派遣期間のような長期間を想定していません。 一定期間のチャーター便対応や、体制拡充前の臨時的な対応を想定しております。
2 人員の応援派遣について、具体的な補助対象経費は何か。	派遣されることにより新たに生じる経費が対象となります。 具体的には、派遣先までの移動交通費・宿泊費や派遣先におけるOJT経費等が想定され、人件費(滞在先から空港までの交通費等含む)や、派遣期間中における生活費等は補助対象外となります。
3 応援派遣と業務委託の違いは何か。	前提として、補助事業者(又は間接補助事業者)と契約先事業者との契約形態によりますが、応援派遣は、同一事業者(親会社が同一となるグループ会社を含む)において、他の空港より限定的に職員を派遣させること、業務委託については、人材派遣会社等他の事業者へ限定的に業務を委託するものとして整理しております。